

資 料

【資料 2-3-1】

○泉南市防災行政無線局運用管理規程

昭和57年3月1日

訓 令 第 1 号

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、泉南市が設置する防災行政無線局（以下「防災行政無線局」という。）の運用及び維持管理（以下「運用」という。）に関し、電波法（昭和25年法律第131号）及び総務省令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災行政無線局 泉南市防災行政無線局の総体をいう。
- (2) 基 地 局 防災行政無線局を統括し、通信の運用を統制する無線局をいう。
- (3) 基地局子機 基地局と有線で接続され、統制を受ける無線局をいう。
- (4) 移 動 局 基地局の統制を受け、移動する無線局をいう。

第2章 防災行政無線局

(設 置)

第3条 防災行政無線局の種類、呼出名称及び配置場所は、別表第1の通りとする。

(基地局管理者)

第4条 防災行政無線局に基地局管理者を置く。

- 2 基地局管理者は都市整備部長、副基地局管理者は水道部長の職にあるものをもって充てるものとする。
- 3 基地局管理者は防災行政無線局を統括し、その運用を統制管理する。
- 4 副基地局管理者は、基地局管理者を補佐し、基地局管理者に事故あるときはその職務を代理する。

(無線管理者)

第5条 防災行政無線局に無線管理者を置く。

- 2 無線管理者は、都市整備部施設管理課長の職にあるものをもって充てる。
- 3 無線管理者は、防災行政無線局の無線設備及び通信の管理を行う。

(通信担当者)

第6条 基地局子機に通信担当者を置く。

- 2 通信担当者は、市長が選任した無線従事者の中から基地局子機設置部の長が指名した者を充てる。
- 3 通信担当者は、基地局子機の技術操作を行う。

第3章 運 用

(運用時間)

第7条 防災行政無線局の運用は、常時行う。

(通信の種類)

第8条 通信の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その内容は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般行政通信 平常時に行う通信をいう。
- (2) 統制通信 防災体制に伴い、基地局管理者が通信統制を実施した時に行う通信をいう。
(通信統制)

第9条 基地局管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、通信を統制することができる。

(移動局の運用)

第10条 移動局を開局又は閉局しようとする者は、基地局又は基地局子機に通知しなければならない。

第4章 管理

(通信業務の管理)

第11条 通信業務の管理を行うため、通信担当者は、日常業務終了時、無線業務日誌に必要事項を記録しなければならない。

2 無線管理者は、毎年1月から12月までの無線業務日誌を集計し、無線業務日誌抄録を作成し、
たうえ、近畿総合通信局に提出しなければならない。

(その他)

第12条 防災行政無線の通信方法については、基地局管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則

この規定は、平成13年10月1日から施行する。

(別表第1 省略)

【資料 3-1-1】

○泉南市防災会議条例

〔昭和43年3月15日〕
条例第9号

改正	昭和46年3月20日条例第9号	平成元年3月31日条例第14号
	昭和50年3月29日条例第9号	平成3年6月27日条例第23号
	昭和52年6月25日条例第20号	平成5年6月29日条例第11号
	昭和54年6月21日条例第9号	平成7年6月27日条例第13号
	昭和62年3月30日条例第4号	平成7年10月25日条例第26号
	昭和62年6月22日条例第15号	平成12年3月31日条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、泉南市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の事務をつかさどる。

- (1) 泉南市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市の地域にかかる災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、46名以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者6名以内
- (2) 大阪府の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者5名以内
- (3) 大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者1名
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者16名以内
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者10名以内
- (8) その他必要と認め市長が任命する者5名以内

6 前項第7号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(補 則)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年3月20日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年3月29日条例第9号抄)

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年6月25日条例第20号抄)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和52年6月1日から適用する。

附 則 (昭和54年6月21日条例第9号抄)

- 1 この条例は、公布の日から(中略)施行する。

附 則 (昭和62年3月30日条例第4号抄)

(施行期日等)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年6月22日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年3月31日条例第14号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年6月27日条例第23号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

4 (前略)改正後の泉南市防災会議条例の規定は、平成3年6月1日から適用する。

5 (前略)改正前の泉南市防災会議条例の規定に基づいて支給された報酬又は実費弁償は、(中略)改正後の泉南市防災会議条例の規定による報酬又は実費弁償の内払とみなす。

附 則 (平成5年6月29日条例第11号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

4 (前略)改正後の泉南市防災会議条例の規定は、平成5年6月1日から適用する。

5 (前略)改正前の泉南市防災会議条例の規定に基づいて支給された報酬又は実費弁償は、(中略)改正後の泉南市防災会議条例の規定による報酬又は実費弁償の内払とみなす。

附 則 (平成7年6月27日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年10月25日条例第26号抄)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し（中略）、附則第3項の規定による改正後の泉南市防災会議条例の規定（中略）は、平成7年9月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

(内払)

- 2 （前略）改正前の泉南市防災会議条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給された報酬又は実費弁償は、（中略）報酬又は実費弁償の内払とみなす。

附 則（平成12年3月31日条例第12号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

【資料 3-1-2】 泉南市防災会議委員一覧表

区 分	定 数	機 関 及 び 職 名
1 指定地方行政機関の職員	6名以内	大阪食糧事務所和泉支所長 岸和田海上保安署長 近畿地方整備局大阪国道工事事務所 南大阪維持出張所長 泉南郵便局長
2 大阪府知事の部内の職員	5名以内	泉南地域防災推進室長 岸和田土木事務所長 泉州農と緑の総合事務所長 阪南港湾事務所長 泉佐野保健所尾崎支所長
3 大阪府警察の警察官	1名	大阪府泉南警察署長
4 市長の部内の職員	16名以内	泉南市 助役（2名） 収入役 総務部長 財務部長 市民生活環境部長 健康福祉部長 都市整備部長 人権推進部長 水道部長 教育総務部長 教育指導部長 議会事務局長
5 教育長	1名	泉南市 教育長
6 消防長及び消防団長	2名	泉南市 消防長 泉南市 消防団長
7 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員	10名以内	西日本旅客鉄道株式会社和泉砂川駅長 西日本電信電話株式会社 大阪南営業支店岸和田営業所長 南海電気鉄道株式会社泉佐野駅長 関西電力株式会社りんくう営業所長 大阪ガス株式会社南部事業本部副本部長 日本道路公団関西支社和歌山管理事務所長 (社)大阪府エルピーガス協会泉南市地区長
8 その他	5名以内	(社)泉佐野泉南医師会副会長 泉南市区長連絡協議会会長

【資料 3-1-3】

○泉南市災害対策本部条例

〔昭和43年3月15日〕
条例第8号

改正 平成8年3月29日条例第2号
平成10年3月27日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、泉南市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指命する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指命する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月27日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 3-2-1】 関係機関指定電話及び防災行政無線一覧表

(平成13年4月25日)

機 関 名	通信窓口	所 在 地	電 話 番 号		大阪府 防災行政 無線番号
			昼 間	夜 間	
(市関係)					
泉南市	政策推進課	泉南市樽井1-1-1	0724-83-0001 FAX 83-0325	(消防本部) 0724-85-0119	528-8900
泉南市消防本部	警防課	泉南市信達市場 2012-1	0724-85-0119 FAX 83-7951	同 左	428-0
(府関係)					
大阪府	防災室 救助・通信 グループ	大阪府中央区 大手前2丁目	06-6941-0351 (内線 4875, 4886)	06-6944-6021	200-4875 200-4886
大阪府	泉南地域防 災推進室	岸和田市野田町 3-13-2	0724-39-3601 (内線 202) FAX 36-3749	0724-39-1350	303-8900
岸和田 土木事務所	建設課 企画調整グ ループ	岸和田市野田町 3-13-2	0724-39-1744 (内線 323) FAX 22-9705	0724-39-3601	303-8910
岸和田 土木事務所 尾崎出張所	河川グルー プ	阪南市黒田 52-3	0724-71-0351 FAX 71-4000	同 左	309-0
泉州農と緑の 総合事務所	地域政策室	岸和田市野田町 3-13-2	0724-37-2530 (内線 208) FAX 38-2069	同 左	303-8920
阪南港湾事務所	阪南グルー プ	岸和田市港緑町 5-10	0724-39-5261 FAX 39-5263	同 左	384-0
泉佐野保健所 尾崎支所	総務担当	阪南市尾崎町 1-10-7	0724-71-6001 FAX 71-7656	同 左	628-0
南大阪湾岸流域 下水道事務所	建設課企画 グループ	貝塚市港25	0724-38-7406 FAX 38-8237	同 左	369-0
漁港管理事務所		泉佐野市住吉町 9-6	0724-62-8649 FAX 62-8230	同 左	
(警察関係)					
泉南警察署	警備課警備 係	阪南市尾崎町70	0724-71-1234 (内線 463) FAX 72-4625	同 左	
(指定地方行政関係)					
大阪食糧事務所 和泉支所	庶務課	和泉市井ノ口町 6-8	0725-44-6951 FAX 44-6953	同 左	
大阪航空局 関西空港事務所	総務課	泉南郡田尻町 泉州空港中1	0724-55-1300 FAX 55-1325	0724-55-1321 (航空管制情報官) 0724-55-1334 0724-55-1335	
岸和田 海上保安署	次長	岸和田市新港町1 港湾合同庁舎	0724-22-3592 FAX 37-0444	同 左	814-0
関西空港 海上警備救難部	航行安全救 難班	泉佐野市 泉州空港北1	0724-55-9020 (緊急) 0724-55-4999 FAX 55-1236	同 左	815-0

機 関 名	通信窓口	所 在 地	電 話 番 号		大阪府 防災行政 無線番号
			昼 間	夜 間	
泉南郵便局	総務課	泉南市樽井 7-26-1	0724-83-0178 FAX 83-7961	同 左	
泉佐野公共職業 安定所	庶務課	泉佐野市上町 2-1-20	0724-63-0565 FAX 62-8689	0724-63-0566	
近畿地方整備局 大阪国道工事事 務所南大阪維持 出張所	管理係	泉大津市我孫子 99-6	0725-23-1051 FAX 23-3629	同 左	
(自衛隊関係)					
陸上自衛隊信太 山駐屯地 第37普通科連隊	第3科	和泉市伯太町 官有地	0725-41-0090 (内線429, 236 ~239) FAX 41-0090 (内線 421)	同 左 (内線302)	825-0
(指定公共機関及び指定地方公共機関)					
西日本旅客鉄道 (株)和歌山支社	総務企画室	和歌山市美園町 5-22	073-425-6092 FAX 425-6096	(和歌山支社 運輸課天王寺 駐在) 06-6629-0690	
西日本旅客鉄道 (株)和泉砂川駅	駅長	泉南市信達牧野 165-2	0724-83-2129	同 左	
西日本電信電話 (株)大阪支店	設備部 災害対策担 当	大阪市北区堂島 3-1-2 NTTテレパーク 堂島第2ビル	06-4795-3115 FAX6456-5321	扇なしの113	
日本赤十字社 大阪府支部	事業課	大阪市中央区 大手前2-1-7	06-6943-0705 FAX6941-2038	同 左	387-8980
日本道路公団関 西支社和歌山管 理事務所	管理	和歌山市栗栖 字中須1038-2	073-472-2091 FAX 473-1584	同 左	
大阪ガス(株) 南部事業本部	保安指令 センター	堺市住吉橋町 2-2-19	072-238-2394 FAX 223-5584	同 左	
日本通運(株) 堺支店	管理課	堺市三宝町 1-1-1	0722-38-1122 FAX 38-1126	同 左	
関西電力(株) りんくう営業所		泉佐野市りんくう 往来南2-2 りんくう がビルディング3階	0724-69-6111 FAX 69-6125	0724-69-6119	
関西電力(株) 岸和田営業所	庶務課	岸和田市藤井町 3-4-4	0724-23-5481 FAX 38-3615	0724-22-7401	
関西電力(株) 大阪南支店	支店長室	大阪市住之江区 浜口西3-9-5	06-6672-1301 FAX6676-2209	同 左	

機 関 名	通信窓口	所 在 地	電 話 番 号		大阪府 防災行政 無線番号
			昼 間	夜 間	
関西国際空港(株)	保安部消防課	泉佐野市泉州空港北1 関西国際空港会社ビル	0724-55-2401 FAX 55-2059	同 左	847-0
南海電気鉄道(株)	総務部	大阪市中央区難波5-1-60	06-6644-7121 FAX6644-7123	(運輸指令) 06-6632-8400	
南海電気鉄道(株) 泉佐野駅	駅長	泉佐野市上町3-11-41	0724-62-0153	同 左	
(社)大阪府エルピーガス協会泉南市地区	泉南市地区長	泉南市信達牧野833	0724-83-5625	同 左	
(公共的団体及び防災上重要な施設の管理者)					
(社)泉佐野泉南医師会	長束クリニック(副会長)	泉南市新家630-1	0724-82-1220	0724-84-8545	
南大阪湾岸南部流域下水道組合		泉南市りんくう南浜1	0724-85-3444	同 左	
岡田浦漁業協同組合		泉南市岡田5-39-11	0724-84-2121	同 左	
樽井漁業協同組合		泉南市りんくう南浜2-202	0724-83-5519	同 左	
泉南清掃事務組合		阪南市尾崎町532	0724-84-0581	同 左	
泉南市市長連絡協議会	会長	泉南市岡田5-27-32	0724-80-2828	同 左	
泉南市社会福祉協議会		泉南市樽井1-8-47	0724-82-1027	同 左	
(近隣市町)					
岸和田市	市民生活部自治振興課	岸和田市岸城町7-1	0724-23-2121 (内線 2315) FAX 23-6933	0724-31-0119	502-8900
貝塚市	総務部庶務課	貝塚市島中1-17-1	0724-23-2151 (内線 2341) FAX 32-2482	同 左	508-8900
泉佐野市	生活環境部市民生活課	泉佐野市市場東1-295-3	0724-63-1212 (内線 2272) FAX 64-3725	0724-69-0119	513-5900
熊取町	町長公室企画人事課	泉南郡熊取町野田1-1-1	0724-52-1001 (内線 219) FAX 51-0365	0724-53-0119	537-8900
田尻町	民生部環境防災課	泉南郡田尻町嘉祥寺375-1	0724-66-5005 FAX 65-3794	0724-66-1000	538-8900
阪南市	総務部総務課	阪南市尾崎町35-1	0724-71-5678 FAX 73-3504	0724-71-3316	532-8900
岬町	町長公室	泉南郡岬町深日2000-1	0724-92-2001 FAX 92-5814	0724-92-0119	539-8900

【資料 3-2-2】 気象予警報等の種類と発表基準

1 警 報

		種 類		発 表 基 準
警 報	一般の 利用に 適合するもの	気 象 警 報	暴 風 警 報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 20m/s以上、海上で 25m/s以上になると予想される場合
			暴 風 雪 警 報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で 25m/s以上になると予想される場合
			大 雨 警 報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ① 1時間雨量が40mm以上になると予想される場合、ただし総雨量が、100mm以上になると予想される場合 ② 3時間雨量が70mm以上になると予想される場合 ③ 24時間雨量が平地で 150mm以上、山地で200mm以上になると予想される場合
			大 雪 警 報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上になると予想される場合
		地面現象警報☆	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
		高 潮 警 報	高 潮 警 報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が東京湾平均海面(T. P)上2.2m以上になると予想される場合
		波 浪 警 報	波 浪 警 報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が3.0m以上になると予想される場合
		浸 水 警 報☆	浸 水 警 報	浸水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

種 類			発 表 基 準
警 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	洪 水 警 報	洪 水 警 報
			<p>洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>① 1時間雨量が40mm以上になると予想される場合、ただし総雨量が 100mm以上になると予想される場合</p> <p>② 3時間雨量が70mm以上になると予想される場合</p> <p>③ 24時間雨量が平地で、 150mm以上、山地で、 200mm以上となると予想される場合</p>

2 注意報

種 類			発 表 基 準	
注 意 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の		風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で 15m/s以上になると予想される場合。	
			強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で 15m/s以上になると予想される場合	
		気 象 注 意 報	大 雨 注 意 報	<p>大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>① 1時間雨量が20mm以上になると予想される場合、ただし総雨量が50mm以上になると予想される場合</p> <p>② 3時間雨量が40mm以上になると予想される場合</p> <p>③ 24時間雨量が平地で70mm以上、山地で 100mm以上になると予想される場合</p>
			大 雪 注 意 報	<p>大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>24時間の降雪の深さが平地で 5 cm以上山地で20cm以上になると予想される場合。</p>
			濃 霧 注 意 報	<p>濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>視程が陸上(气象台において)100m以下海上500m以下になると予想される場合</p>

種 類		発 表 基 準		
注 意 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気象注意報	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
		乾燥注意報	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 気象台において実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下になると予想される場合
		なだれ注意報	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合 ②積雪の深さが50cm以上あり、気象台における最高気温が10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合
		着雪注意報	着雪注意報	着雪によって、通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上あり、気温が+2℃～-2℃になると予想される場合
		霜注意報	霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合
		低温注意報	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合
	地面現象注意報 ☆	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合	
高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が東京湾平均海面(T.P)上1.5m以上になると予想される場合		
波浪注意報	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が1.5m以上になると予想される場合		

種 類			発 表 基 準	
注 意 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	浸水注意報 ☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
		洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ① 1時間雨量が30mm以上になると予想される場合 ② 3時間雨量が50mm以上になると予想される場合 ③ 24時間雨量が 100mm以上になると予想される場合

- 注1 発表基準欄に記載した数値は、大阪府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。（気象庁予報警報規程第3条）
- 3 ☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。（気象庁予報警報規程第12条）

【資料 3-2-3】 被害状況等報告基準

被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	負傷者 (重傷者) (軽傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1ヶ月未満で治療できる見込みの者。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全壊 (全焼) (流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満に達した程度のものとする。
	一部破損	損壊の程度が半壊にいたらないもの。ただし、窓ガラス2～3枚破損した程度のもは除く。
	床上浸水	その住家の床上以上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂竹木などのたい積のため一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家の被害		非住家(住家以外の建物)のうち全壊、半壊程度の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 「公共建物」とは、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

被害項目		報告基準	
その他の被害	田畑の被害	流失埋没	耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。	
	道路	「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	
	橋りょう	「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 「橋りょう流失」とは、橋りょうの一部又は全部が流出し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	
	河川	「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用若しくは準用される河川、若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。	
	港湾	「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨湾交通施設とする。	
	砂防	「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	清掃施設	「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。	
船舶	「船舶被害」とは、ろ、かいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。		

被害項目		報告基準
その他の被害	電話	「電話」とは、通信不能となった加入回線数のうち最大時の回線数をいう。
	電気	「電気」とは、停電した戸数のうち最大時の戸数をいう。
	水道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
り災者	り災世帯	「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
被害金額	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

【資料 3-2-4】 大阪管区気象台が発表する津波予報の種類

予報の種類		予報文	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので嚴重に警戒してください。	10 m以上、8 m、6 m、4 m、3 m
	津波	高いところで、2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	2 m、1 m
津波注意報	津波注意	高いところで、0.5 m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5 m

- (注) 1 大阪府の津波予報区名は「大阪府」である。
- 2 「津波の発生はない」あるいは「発生しても発災のおそれがない微弱な津波」と予想されるときは、津波注意報の対象としない。
- 3 「津波の高さ」とは、津波によって高くなった時の潮位と、津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

【資料 3-3-1】 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 100人1日当り 31,000円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内 *但し厚生大臣の承認により期間延長あり	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上賃、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上賃又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり 平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,498,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内 着工 *但し厚生大臣の承認により期間延長あり	1 平均1戸当たり 29.7㎡、2,498,000円以内であればよい。 また、実情に応じ市町村相互間によって設置戸数の融通ができる。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者 3 床下浸水で自宅において自炊不可能な者	1 1人1日当たり1,020円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合、3日分支給可(大人、子どもの差別なし)	災害発生の日から7日以内 *但し厚生大臣の承認により期間延長あり	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 *但し厚生大臣の承認により期間延長あり	輸送費、人件費は別途計上																																					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内 *但し厚生大臣の承認により期間延長あり	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊全焼</td> <td>夏 17,700</td> <td>22,700</td> <td>33,500</td> <td>40,100</td> <td>50,900</td> <td>7,400円</td> </tr> <tr> <td>流失</td> <td>冬 29,200</td> <td>37,700</td> <td>52,700</td> <td>61,800</td> <td>77,500</td> <td>10,600円</td> </tr> <tr> <td>半壊半焼</td> <td>夏 5,800</td> <td>7,700</td> <td>11,600</td> <td>14,000</td> <td>18,000</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>冬 9,200</td> <td>12,200</td> <td>17,400</td> <td>20,600</td> <td>25,900</td> <td>3,400円</td> </tr> </tbody> </table>					区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊全焼	夏 17,700	22,700	33,500	40,100	50,900	7,400円	流失	冬 29,200	37,700	52,700	61,800	77,500	10,600円	半壊半焼	夏 5,800	7,700	11,600	14,000	18,000	2,400円	床上浸水	冬 9,200	12,200	17,400	20,600	25,900	3,400円
区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																																			
全壊全焼	夏 17,700	22,700	33,500	40,100	50,900	7,400円																																			
流失	冬 29,200	37,700	52,700	61,800	77,500	10,600円																																			
半壊半焼	夏 5,800	7,700	11,600	14,000	18,000	2,400円																																			
床上浸水	冬 9,200	12,200	17,400	20,600	25,900	3,400円																																			
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内 *但し厚生大臣の承認により期間延長あり	患者等の移送費は、別途計上																																					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の2割引以内の額	分べんした日から7日以内 *但し厚生大臣の承認により期間延長あり	妊婦等の移送費は、別途計上																																					

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 *但し厚生大臣の承認により期間延長あり	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）し自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当り 531,000円以内	災害発生の日から1カ月以内	実情に応じ、市町村相互間において対象数の融通ができる。
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒も含む）	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童1人当り 4,100円 中学校生徒1人当り 4,400円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当り 大人(12歳以上) 176,000円以内 子ども(12歳未満) 140,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 *但し厚生大臣の承認により期間延長あり	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当り 3,300円以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り 5,000円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできない者	1世帯当り 140,700円以内	災害発生の日から10日以内 *但し厚生大臣の承認により期間延長あり	実情に応じ市町村相互間において、対象数の融通ができる。
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 17,800円以内 薬剤師 12,300円以内 保健婦、助産婦、看護婦 11,800円以内 土木技術者、建築技術者 17,700円以内 大工、左官、とび職21,300円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ 費用の限度額については、その都度、府防災室に確認すること。

【資料 3-4-1】

○泉南市水防非常勤務要領

- 1 泉南市水防非常勤務は、泉南市災害対策本部（以下「災対本部」という。）が設置されるまでの間、都市整備部職員により本要領によって実施する。（資料1号）
- 2 職員を別表のとおり4班に編成し、順次交代して水防非常勤務にあてる。（資料2号）
- 3 非常勤務の要領

(1) 配 備

気象状況によって待機を必要とする場合で、総括、指揮からの指令によって、当番班が待機する。

但し、気象状況により更に人員の増加を必要とする場合、次番班を出動させるものとする。

(2) 配備体制

イ 水防1号配備（準備体制）

- ① 水害発生のおそれがある時間等が推測困難なとき、又は、小規模の水害が発生したとき。
- ② その他必要により総括（都市整備部長）が配備を指令するとき。

ロ 水防2号配備（警戒体制）

- ① 相当規模の水害が発生し、又は、発生のおそれがあるとき。
- ② その他必要により総括（都市整備部長）が配備を指令するとき。

ハ 水防3号配備（非常体制）

- ① 大規模の水害が発生し、又は、発生のおそれがあるとき。
- ② その他必要により総括（都市整備部長）が配備を指令するとき。

(3) 配備区分

イ 水防1号配備（準備体制）

1ヶ班とする。（水防要員全員の1／4）

ロ 水防2号配備（警戒体制）

2ヶ班とする。（水防要員全員の1／2）

ハ 水防3号配備（非常体制）

水防要員全員とする。

但し、事態が長びくときは適宜交代させる。

4 勤務時間

非常勤務の時間は、退庁時より翌日の9時までを1交代とする。

なお、休日の非常勤務は、9時より21時まで及び21時より翌日の9時までの2交代とする。昼夜の執務時間中に水防勤務を必要とする場合は、水防要員全員がこれに当たる。

5 勤務者の心得

- (1) 気象状況の急変等により水防非常勤務指令の発令が夜半以後になった場合でも、直ちに登庁できるように予め考慮しておくこと。
- (2) 勤務時間外に水防配備が発令されたときは、出来る限り不急の外出はさけて待機すること。
- (3) 非常勤務者は、交代者と引継ぎを完了するまでその勤務場所を離れないこと。
- (4) 交代者は、予め自己の勤務すべき時間を確認しておき水防事務に支障を来たさないよう注意

すること。

6 非常勤務の交代

各班の交代の順は第1、2、3、4班の順とする。交代勤務する者は交代時間までに登庁し、後任班長は前任班長より下記について引継ぎを受けること。

- (1) 水防執務日誌
- (2) 気象情報（注意報等）
- (3) その他必要な事項

7 非常勤務中の事務内容

非常勤務の事務内容は下記のとおりである。班長は隊員の分担を定めて事務の遂行の円滑化をはかること。

- (1) 関係機関（警察、消防、府土木事務所等）との情報交換
- (2) 地元からの苦情処理、工事現場の状況把握、災害時の指導、被害報告の整理
- (3) 人員の招集、給食等の事項

8 泉南市災害対策本部設置時の移行

被害状況により災対本部の設置された時は、速かに災対本部の指揮下に入り、事前に規定された事務に付くこと。

9 警備員による伝達

警備員は、各種警報が発令された時、又は水害発生情報を察知した時は、直ちに資料第3号の方法により連絡して指示をあおぎ、必要に応じて関係部課等の長に連絡するものとする。

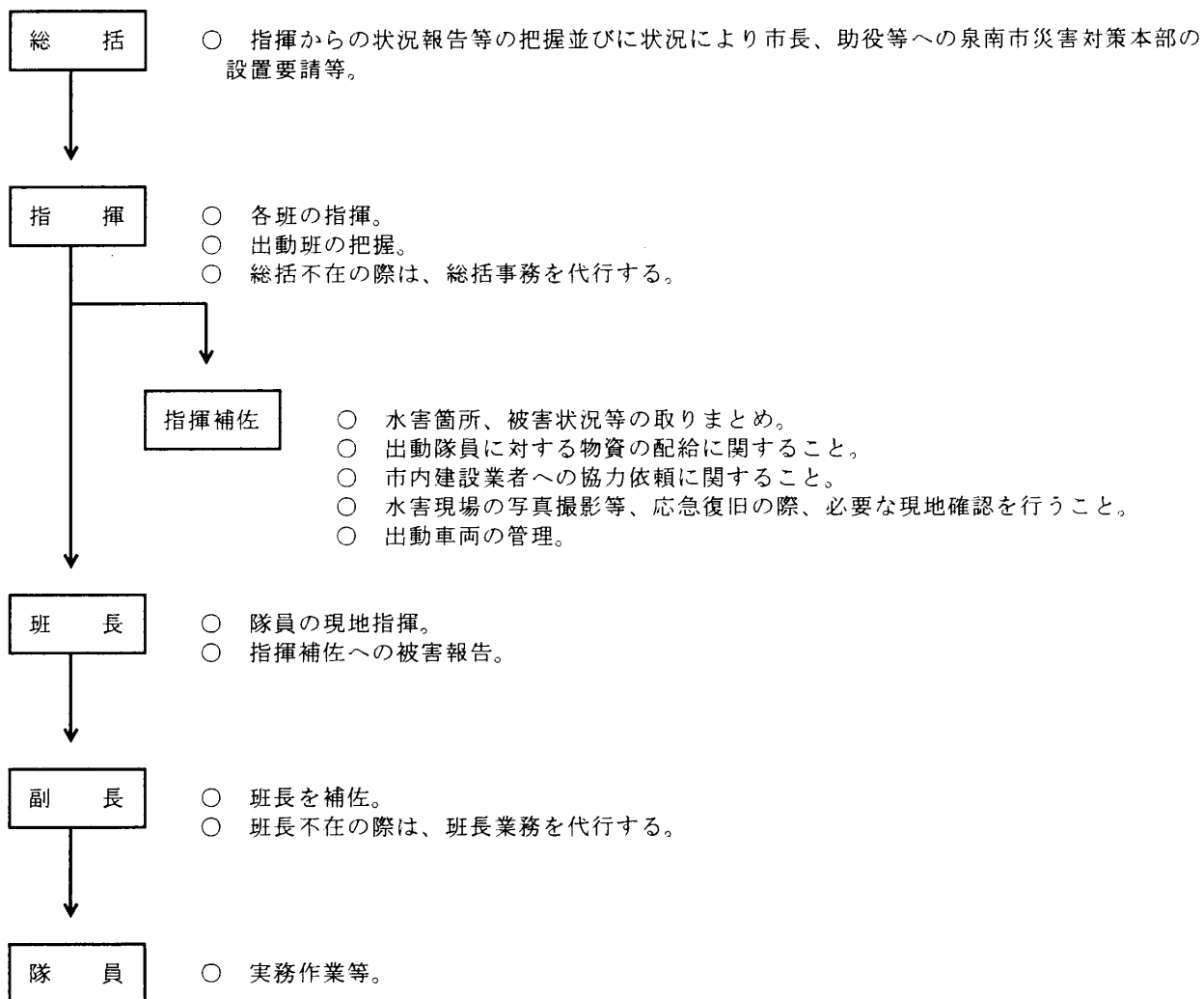
10 業務分担及び命令系統

各員の業務分担及び命令系統は、資料第4号に示すとおりである。

11 その他

本要領に規定されていない事項については、泉南市地域防災計画を運用する。

泉南市水防非常勤務要領資料第4号 水防班命令系統



【資料 3-7-1】 災害救助法適用時における大阪府の食料緊急引渡の基準抜粋

1 引渡し量

区 分 \ 品 目	米 穀	乾パン	漬 物
被災者供給用	精米 1 人 1 食当たり 200g 又は 玄米 1 人 1 食当たり 220g	1 人 1 食当たり 115g	1 人 1 食当たり 20g
災害救助従事者供給用	精米 1 人 1 食当たり 300g 又は 玄米 1 人 1 食当たり 330g	1 人 1 食当たり 115g	1 人 1 食当たり 20g

2 引渡し施設等の区分

災害の状況	引渡し場所	引渡し品目	引渡しを受ける者
知事と市町村長の 連絡ができる場合	大阪府災害用備蓄倉庫	乾パン	知事又は市町村長
	大阪府の指定する場所	米穀（精米）漬物	市町村長
交通、通信の途絶 等のため、知事と 市町村長の連絡が つかない場合	政府倉庫及び食糧庁指 定倉庫（大阪府災害用 備蓄倉庫を除く。）	米穀（玄米）	市町村長
	漬物保管者倉庫	漬物	

【資料 3-7-2】 災害応急食料の供給及び調達方法

区 分	品 目	数 量	調 ・ 達 方 法
1 被災者供給用	米 穀	1人1食	(1) 市内の小売り販売業者から精米を購入する。 (2) 災害の規模が大きくて(1)の方法によることが困難な場合（要災害救助法の適用） ア 知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請し、事後、速やかに所定の手続を行う。 知事の選定した業者から、精米の受け渡しを受けるときは、供給業者へ災害救助用食料（精米）受領書（第4号様式）を1部提出する。 イ 知事の指示が受けられない場合 大阪食糧事務所和泉支所長（連絡がとれない場合、当該政府指定倉庫等の保管指導担当者）に災害救助用米穀緊急引渡要請書（様式第9号）を提出し、災害救助用米穀受領書（様式第10号）と引き替えに指定の倉庫から現品を受領する。 ウ 支所長等に対して連絡の取れないときは、食糧庁指定倉庫の責任者に対して、直接、上記手続を行うことができる。 エ 食糧庁指定倉庫から米穀を受領したときは、連絡のつき次第、知事に報告するとともに、速やかに、災害救助用米穀緊急引取報告書（様式第11号）を提出する。
	精 米 玄 米	200g 220g	
2 災害救助従事者供給用	乾 パン	1人1食 115g	(1) 知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請し、事後、速やかに所定の手続を行う。 (2) 乾パンの引渡しを受ける際に、知事へ災害救助用食料（乾パン）引渡受領書（様式第2号）を1部提出する。
	米 穀 精 米 玄 米	1人1食 300g 330g	
3 代金納付	乾 パン	1人1食 115g	(1) 最寄りの小売業者から米穀を購入する。 (2) (1)によることが困難な場合 1の場合の(2)に準じて調達する。
	災害救助従事者用食料	受領数量	
			(1) 1の場合の(1)に準じて購入する。
			受領の日から起算して20日以内に代金を知事に納付する。

【資料 4-1-1】

○災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年10月18日
条例第27号

改正	昭和50年3月29日	条例第1号	昭和58年3月31日	条例第5号
	昭和51年12月23日	条例第28号	平成7年2月9日	条例第1号
	昭和53年7月1日	条例第12号		
	昭和56年10月16日	条例第22号		

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実

父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、その他の特別の事情があるため市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならぬ。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月29日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年12月23日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和53年7月1日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和56年10月16日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和58年3月31日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（平成7年2月9日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は平成7年1月17日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、新条例第13条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

【資料 4-1-2】

○災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

〔昭和49年10月18日〕
規則第8号

改正 昭和58年3月31日 規則第3号

平成2年4月23日 規則第14号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手續)

第2条 市長は条例第3条の規定により、災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長はこの市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手續)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し又は疾病にかかった他の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込

者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名、及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類
(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、保証人の連署した借用書(様式第5号)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人にかかる借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認

める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。

- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは支払猶予不承認通知書（様式第9号）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

- 3 市長は償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しないものがあるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人はすみやかにその旨を市長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月31日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（平成2年4月23日規則第14条）
この規則は、公布の日から施行する。

【資料 4-1-3】

○泉南市災害見舞金等支給規程

〔昭和50年3月31日〕
規程第1号

改正 平成2年4月23日 規程第3号
平成5年3月3日 規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、本市の住民が災害を受けたとき、罹災者又はその遺族に災害見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給し、市民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「災害」とは、暴風、豪雨その他異常な自然現象又は火災により生ずる被害をいう。ただし、災害弔慰金及び災害援護資金の貸付に関する条例（昭和49年条例第27号）の対象となる場合は、この規程は適用しない。

(見舞金等)

第3条 災害により死亡又は治療1月以上の傷害を受けた者又は罹災したる世帯に対しては、別表1のとおり見舞金等を支給する。

2 前項の建物は、現に居住している建物に限るものとし、その被害の程度の認定の基準は、別表2のとおりとする。

(支給資格及び要件)

第4条 見舞金等の支給資格は、災害発生時に本市の住民基本台帳並びに外国人登録原票に登録されている者でなければならない。

2 弔慰金支給範囲及び順位等は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第42条、第43条第1項及び第44条の規定を準用する。

(届出及び支給)

第5条 第3条の規定による見舞金等の給付を受けようとする者は、災害見舞金等支給申請書（様式第1）に罹災証明書又は医師の診断書を添えて、災害を受けた日から1月以内に市長に申請しなければならない。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

(給付の決定)

第6条 市長は前項の申請を受けたときは、その事由を確認して支給の可否を決定し、災害見舞金等支給決定（申請却下）通知書（様式第2）により本人に通知しなければならない。

2 見舞金等の支給は、前項の決定後すみやかに行うものとする。

(給付決定の取消)

第7条 市長は、見舞金等の支給額を決定した後において次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、これを取消することができる。

(1) 故意に給付の事由を生ぜしめたとき

(2) 申請の内容に偽りがあったとき

(見舞金等の返還)

第8条 市長は、前条の規定により取消した見舞金等がすでに支給されていたときは、その全額又

はその一部を返還命令書（様式第3）により返還させることができる。

（疑義の決定）

第9条 この規程に疑義が生じた場合及びこの規程に定められていない事項について協議の必要がある場合には、そのつど協議し決定するものとする。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月23日規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年3月3日規程第2号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の泉南市災害見舞金等支給規程の規定は、平成5年1月1日から適用する。

別表1

見 舞 金 等 の 支 給 額

区 分		単 位	金 額
建 物 災 害	全壊、全焼、流失	1世帯につき	60,000円
	半壊、半焼	1世帯につき	30,000円
	床上浸水	1世帯につき	10,000円
人 的 災 害	死 亡	1人につき	100,000円
	傷害（治療1ヶ月以上）	1人につき	30,000円

別表2

建 物 災 害 の 認 定 基 準

種 類	認 定 基 準
全壊、全焼、流失	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの
半 壊 、 半 焼	損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの
床 上 浸 水	その住家の床上以上に浸水したもの及び全壊又は半壊に該当しないが、土砂竹木などのたい積のため、一時的に居住することができないもの